

# 平成27年度第3回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成27年2月9日（火）午後3時から

2 会 場 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 出席委員 松良 千廣，佐々木 稲生，伊藤 宣子，佐藤 宏郎，吉岡 弘宗，  
小野寺 靖子，千葉 雅保，鈴木 一樹，後藤 武俊，阿部 春美，  
菅原 通悦

（委員14人中11名出席）

(2) 欠席委員 青木 タマキ，菅野 仁，山岸 利次

4 議題

(1) 調査審議事項について

① 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について  
（仙台白百合学園高等学校）

② 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について  
（仙台育英学園高等学校）

(2) その他

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨，報告があった。

松良会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は，議事録署名人として伊藤委員と千葉委員を指名した。

(1) 調査審議事項

① 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について  
（仙台白百合学園高等学校）

事務局から資料により説明を行なった。

（吉岡委員）

兼務の教員は，何の教科でしょうか。

（事務局）

すみません，何の教科かということまでは確認をしておりましたが，全て

の教科に対応できる教員を揃えているということを伺っております。

(吉岡委員)

そうすると、兼務の先生、非常勤の教科の先生の数は、リストアップ的に県に報告があつての数字ですか。数が変わることについては分かりますが、実際始まろうとしている時点での名前のリストはあるのか気になったもので、お伺いしました。

(事務局)

平成27年度の教員体制につきましては、毎年5月に行なっている私立学校実態調査で教職員名簿を御提出いただき、確認をしております。平成28年度につきましては、まだ教員名簿をいただいておりますが、平成28年度に開講する全ての教科に対応できる教員を揃えているということを伺っております。

(吉岡委員)

教員免許の更新講習についても、大丈夫だということですか。

(事務局)

大丈夫だということを伺っております。

教員免許更新等の状況についての確認ですが、教員採用を行なった後に、「教員採用届」というものを出していただくことになっておりまして、免許状の写し、更新講習を終えた教員については更新講習関係の証明書の写しを添付していただくことになっておりますので、そちらで確認させていただいております。

仙台白百合学園高等学校につきましても、平成28年度に増えた教員の方は、届出の中で更新の状況を確認させていただくことになります。

(松良委員)

よろしいでしょうか。

(吉岡委員)

裏付けが見せられないので、分かりませんが。

(松良委員)

これからの調査ということですので。

他には御意見ございますか。

(佐藤委員)

定員240人で平成27年度の生徒数が47人ということで少ないのですが、それは定員以内なので問題ないのでしょうか。一つ聞きたいのは、こういう通信制課程の生徒さんと、「お金を払えば高校卒業資格が出ますよ」というような怪しげな学校とは、上手く棲み分けているのでしょうか。具体的に、こういった生徒

さんが通信制課程に通っていらっしゃるのか、分かる範囲で構いませんので教えてください。

(事務局)

まず、始めに生徒の人数が少ないのではないかというお話をいただきましたけれども、仙台白百合学園高等学校の通信制課程は平成26年度に開設ということで、非常に新しい課程となっていますので、生徒が現在は2年生までしかいないということもあり、まだ人数が少ないというところです。

(事務局)

広域通信制課程においてどのような生徒が学んでいるかという部分については、一般的な部分でお話し申し上げたいと思います。多くの場合は、中学校時代までに不登校ですとか、様々な学校生活への不適應を抱えた生徒たちが、全日制課程の学びの体制には中々適應できないということで、自学自習を中心とし、定期的なスクーリングを受けるという通信制の学びの中で高校の課程を終えることを目指して、中学校卒業時点でそのまま通信制課程に入学する生徒がいることもございます。ただ、全日制課程に一旦入学しながら、その後高校生活に不適應を起こしまして、高校卒業は何とかクリアしたいということで全日制課程から通信制課程へ転入する、あるいは、一旦退学した後に、改めて高校に入りたいということで編入するという形で入っている生徒が一番多かろうと思います。また、お年を召してから、いわゆる生涯学習的に高校の学びをしたいというニーズも最近はあると聞いておりますし、そもそも多様化の中で、高校生活と同時に芸能活動等の様々な活動もしていきたいという形で通信制課程を選ぶパターンもあろうかと思えます。

ただ、一番多いのは中学、あるいは高校時代に学校生活への不適應を抱えながら、全日制課程では中々学んでいけないけれども、高校卒業資格は得たいという学びの意思を持った子どもたちが入ってきているというふうに認識しております。

(佐藤委員)

定時制課程のような、昼間は仕事をしながら勉強するという、そういうイメージとは違うのですね。

(事務局)

それとは少し異なっているかと思えます。

(佐藤委員)

分かりました。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

## ② 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

事務局から資料により説明を行なった。

(吉岡委員)

通信制課程と広域通信制課程の違いが明確に分かりかねるのですが、違いは何でしょうか。

それから、平成13年12月に広域通信制課程の認可を受けているにも関わらず、今回変更するというのはなぜか分からないので、教えていただければと思います。

仙台白百合学園高校さんの方は単位の履修方法の変更なもので、学則本文が提示されていないので分かりませんが、広域通信制課程の学則のモデルのようなものに沿って学則が決められているのか、通信制課程と広域通信制課程の学則のモデルのような部分はどういう違いがあるのか、分からないので教えてください。

(事務局)

まず、通信制課程と広域通信制課程の違い、ということで御質問がございましたが、通信制課程は「狭域通信制課程」と「広域通信制課程」の二種類に分かれるものです。「狭域通信制課程」というのは、本校がある県を含めた2つの都道府県にまたがって生徒募集を行なうものです。3つ以上の都道府県にわたって生徒募集をおこなうこととなりますと、「広域通信制課程」と呼ばれるものになります。広域通信制課程の場合、学則を変更する際には私立学校審議会に諮らなければならないこととなっておりますので、今回皆様に御審議いただいているところでございます。

それから、通信制課程の学則がモデルで掲げられているのか、という御質問がございました。本県では各学校種の学則の標準例というものを示しておりますが、通信制課程の学則の標準例はお示ししていない状況でして、各学校で高等学校の全日制課程の学則の標準例や、学校教育法等に掲げられている通信制課程の学則に含めなければならない事項を考慮し、学則を作成していただいているところでございます。

それから、平成13年12月に広域通信制課程の認可を受けているにも関わらず、なぜ今課程名を変更するのかというお話もございましたが、仙台育英学園で学則の内容を見直した際、現在は10都道府県を教育区域として広域通信制課程として教育を行なっていますので、「通信制課程」と称するよりは、「広域通信制課程」と称した方が実態に即しているだろうということで、今回申請をいただいているものです。

(吉岡委員)

通信制課程の定員の基準である240人は、広域通信制課程としての基準なのでしょうか。仙台育英学園高校さんの場合は、定員は700人からスタートしたのかと推察します。学則に関しては、広域通信制課程と通信制課程で職員体制に関する部分に違いがあって良いのだろうと私は思いますが、見ると違いがないので、どうなのだろうと思って話しをさせてもらいました。これが標準の形でできているのであれば、これに従って判断せざるをえないのですが、何が広域通信制課程なのか、通信制課

程なのか分からないまま了解しなくてはならないような案件なのでしょうか。240人は広域通信制課程だけの基準でしょうか。

(事務局)

まず、課程の名称についてお話しさせていただきますが、通信制課程の中に、広域通信制課程も狭域通信制課程も含まれるものですので、例えば「通信制課程」と名乗っても、「広域通信制課程」と名乗っても問題はないものと考えられますが、仙台育英学園は、より厳密に「広域通信制課程」と名乗りたいということで、こういった名称変更を行ないたいということです。

定員については、高等学校通信教育規程上で、「通信制の課程に係る収容定員は、240人以上とする」と定められているものでございまして、この規程に従い、各学校で適切な定員を定めていただいているところでございます。

(後藤委員)

通信制課程に来られる生徒さんの特徴は先ほどお聞きしましたが、やはり通い始めてからきちんと単位を取り続けることが難しいということで、退学される生徒さんもいるかと思えます。仙台育英学園高校さんは定員も生徒数も多く見受けられますが、どのくらいの方が卒業されているのか、退学されているのか、参考までに教えていただければと思います。

(事務局)

個別の学校の退学率というのはこの場ではお答えしかねますが、文科省の「問題行動等調査」における高等学校の中途退学者に関する調査がございまして、その比率でお答えいたします。全日制課程では中途退学率は1.0%、定時制においては11.1%、通信制におきましては5.2%、平均1.5%という数字が文科省から発表されております。

(後藤委員)

ありがとうございます。全般的な数字の所にはからくりが色々あって、要するに、国は1年次で入ってきた数を母数にしてしか出していないものですから、年次進行で退学する数を見ると実は結構多い。つまり、1年次で辞めてしまった人の人数を2年次以降は母数に入れなくて出しているの、見かけよりも実は退学者は多くなっているというのが一般論としてあります。

そのことは置きまして、沖縄会場のところが不思議にうつるのですが、那覇市内の生徒がコザミュージックタウンまで通うということですが、あまり近くはないので、どういうことなのでしょう。以前、この案件について那覇市の会場を終了するというところで出ていたかと思えますが、沖縄県中部の方にどれくらい生徒がいるのか、本当に通っているのかという把握がどのくらいできているのか、ちょっと心配というか不思議ですので、ちゃんと把握できているのか教えてください。

(事務局)

那覇市の生徒が沖縄市へ通うという部分について御質問いただきました。仙台育英学園では、スクールバスによって那覇市内から沖縄市内へ生徒を連れてくるのが可能になったということですので、前回の審議会で那覇市内のパレットくもじ会場を廃止するという件を御審議いただき、認可適当の答申をいただきました。

それから、沖縄市にあるコザミュージックタウンと廃止予定になっている那覇市のパレットくもじに通っている生徒さんの数ですが、コザミュージックタウンに通っている生徒は、平成27年度は161人であると伺っております。その内、那覇市に住んでいる18人の生徒がパレットくもじも併せて利用しているということでしたが、パレットくもじの1日の利用者数は1～2人と非常に少なく、そのこともあって、スクールバスで那覇市から沖縄市へ生徒を連れてくるということで申請をいただいていたものでございます。

(後藤委員)

現地の担当者のような方は何名置いているか、数字は分かりますでしょうか。

(事務局)

教員については、本務、兼務、非常勤を併せた数字ですけれども、10人が沖縄校に勤務しているということです。事務職員については、2人が沖縄校に勤務しているということです。

(吉岡委員)

通信制課程では、教職員の組織的には、5人以上いれば良いということですよ。

(事務局)

はい。

(吉岡委員)

他の学校には通信制課程はないということですか。

(事務局)

はい。宮城県内では現在、通信制課程をもつ私立高等学校は2校のみとなっております。

(吉岡委員)

ありがとうございます。通信制課程の学則変更があるとすれば、全ての学校から共通に出てきてもいいのだろうと思ったため、お伺いしました。

(菅原委員)

今回、学則第32条に新たな項目を加えたいということですが、改正背景として社

会的な変化，あるいはいじめ問題といった課題を受け，この項目をあえて出してきたということだと思います。その上で，他の通信制課程との関係で，通信制課程であるが故に20歳以上の生徒もいるわけで，こういった具体的な禁止行為をあえて明記して各号を設置しているわけですので，こういった部分について県の方の動きを押さえていけば，教えてください。また，もしも同じような考え方に立つのであれば，通信制課程のみならず，全日制課程にも同様の情勢があるわけですし，様々な高校で主権者教育の取り組みがなされているので，そういった所を加味した場合，全日制課程をもつ高校ではどのような動きがあるのか，情報を押さえていけば教えてください。

また，学則に禁止行為として，「いじめ行為」という名称を記載するのは，かなり大きな行動範囲ではあるけれども，文言としてピンポイントのように受け止められるので，そういった学則を設置している学校もあるのか。文科省も色々と有識者会議をもって，いじめ行為や選挙年齢引き下げ等について，いずれ通知を出すというふうに私は押さえているのですが，その辺の情報もいただけないでしょうか。

#### (事務局)

仙台育英学園では，学則の中の賞罰の懲戒の中身として，非常に文言を具体的に書いておりますが，こういった書き方をすることは非常にまれであろうというふうに理解しております。通常，学則には非常に大きい，広い書き方をした上で，その下のいわゆる「懲戒規則」として，各学校で対象となる事項やその手続き等についてしっかりとした規則として持っているものとして理解しております。

また，いじめ問題の深刻化や，高校生の政治的活動についての文科省通知の変更に伴いまして，懲戒の部分を学則に詳細に書き込むようにといった指示や動きは，県内にはないものと理解しております。これまで，高校生の政治的活動は一切禁止されていたのですが，校外における活動はできる形になりましたので，むしろ，旧通知で禁止されていたことを受け，校則として生徒の政治的活動を一切禁止している学校があれば，それについては見直しをするようにと県教育委員会等が各学校へ通知していることは，承知しております。

#### (菅原委員)

今回の仙台育英学園さんの申請について，学則は校長の裁量でございますので善し悪しをいうわけではないのですが，こういったかなり具体的に明記された禁止事項を学則レベルで出すことの意図というか，意味には，こういったものがあるのでしょうか。各学校では，この下の規則レベルで出しているであろうと思います。今回，通信制課程であるが故にあえて学則の中に出してきたということは分かるのですが，対象の子どもたちは全日制であれ，通信制であれ，基本的には同レベルに立つ子どもたちであろうと思います。今回の場合に，仙台育英学園高校では全日制課程でもこのように出しているのか，審議会には上がってこないのか，お聞きしたいです。

(事務局)

まず、こういった禁止行為を具体的に記載するという変更の理由でございますが、仙台育英学園で検討した際に、社会情勢等をふまえ、こういったことを是非学則に明記したいというふうな意思決定がございまして、今回の変更申請となったものです。

全日制課程の方の学則はこういった記載になっておりませんが、いずれは全日制課程でもこういった記載をする可能性があるということを伺っております。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

## (2) その他

特に質疑等なし。

(以下余白)

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印